

鉄運北陸建調一第 211206001 号

令和 3 年 1 月 2 0 日

京都府南丹市美山町田歌区

区長 鞆岡 誠 殿

北陸新幹線対策委員長 長野 宇規 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局長 堀口 知巳



北陸新幹線敦賀―大阪間の建設計画についての公開質問状に係る回答について

2021年10月24日付でご質問のありました表題の件について、以下のとおり回答いたします。

質問 1. 2016 年の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会において費用便益比が最も高かった米原ルートが採用されず、小浜・京都ルートが採用されました。なぜ小浜・京都ルートが米原ルートよりも好ましいのか、整備新幹線の着工 5 条件（安定的な財源見通しの確保、収支採算性、投資効果、営業主体である JR の同意、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意）に照らし合わせ、ご説明下さい。

〔回答〕

小浜・京都ルートの採用経緯に関しては、当機構としてはお答えする立場にないことにご理解をいただきたい。

質問 2. 現ルート案の建設費用は 2017 年の国土交通省の試算によると 2 兆 1000 億円で費用便益比は 1.05 です。北陸新幹線の金沢―敦賀間の建設費用は認可時の 1 兆 1858 億円から現在 1 兆 6779 億円まで増加していることを考えると、京都・小浜ルートの建設も結果的に費用便益比が 1 を大きく下回る可能性が高いと思われます。ルートが正式に決定し、再試算の結果費用便益比が 1 を下回る場合、この計画は実行されるのでしょうか。

〔回答〕

費用便益については、環境影響評価の結果も踏まえ、今後、事業評価において、国土交通省が算定を行うものと承知しております。

質問3. 2017年の国土交通省の小浜・京都ルート of 便益算定において、特急しらさぎを利用して名古屋・金沢間を移動する旅客が、2045年に現在と同規模で東海道新幹線名古屋から京都を経由して新設北陸新幹線で金沢に移動することが想定されています。この想定は妥当ですか。

〔回答〕

便益算定結果の詳細については、当機構としてはお答えする立場にないことにご理解をいただきたい。

質問4. 北海道新幹線の建設残土受け入れ地の募集において、札幌市、小樽市、黒松内町、長万部町の募集要領には「受け入れる発生土の土質を指定しないこと」と明記されています。前公開質問状の質問3に対し「北海道新幹線の発生土受入地では、自治体、土地所有者および機構の三者の合意に基づき、対策土、無対策土の受け入れについて協定を締結しております。」とご回答頂きましたが、そもそも募集段階で「受け入れる発生土の土質を指定しない」土地所有者以外は排除されています。このように自治体に依頼しているのは貴機構でしょうか。本計画でも同様の手順で建設残土受け入れ地を募るのでしょうか。周辺住民が対策土に対する懸念を持つ場合、貴公団に申し入れできるのでしょうか。それとも自治体が窓口になるのでしょうか。

〔回答〕

北海道新幹線では、機構から自治体に対して建設発生土受入地の斡旋を依頼し、自治体による公募手続きを経た上で、自治体や土地所有者の合意を得て、受入地を確保しており、北陸新幹線敦賀・新大阪間においても同様の手続きとすることを考えております。

対策土の受入については発生土受入地として応募いただいた土地所有者と個別に協議を実施しております。

各自治体の募集要綱・要領に記載の「受入する発生土の土質指定はできません」について、この「土質」とは、岩・レキ質土・粘性土等の区分を指すものであり、対策土・無対策土の区分を指すものではありません。

なお、ご懸念がある場合の申し入れについては、自治体等と連携の上、お話を伺わせていただきます。



質問5. 貴機構の建設残土処理の瑕疵担保責任は何年に設定されているのでしょうか。瑕疵担保責任の年限を超えた受け入れ地で土砂崩れが発生した場合、その責任は土地所有者が負うのでしょうか。

〔回答〕

当機構が施工者と結ぶ工事請負契約書においては、契約不適合責任請求期間は工事事目的物の引渡しを受けてから2年以内となっております。(瑕疵担保責任は、令和2年4月の民法改正に伴い、契約不適合責任に改められました。)

万が一、受入地で土砂崩れ等不測の事態が発生した場合は、当機構は土地所有者と結ぶ協定等に基づき対応します。

質問6. 新幹線工事が河川水質に及ぼす影響の有無はどのようなモニタリングを経て判断されるのでしょうか(期間、観測頻度、観測項目)。その際に工事地区周辺住民が要望する水質モニタリング項目は考慮されるのでしょうか。

〔回答〕

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きにおいて、文献調査、現地調査(pH、浮遊物質(SS)等の調査を低水時及び豊水時の2回)を踏まえて河川水質に及ぼす調査、予測、評価を行い、回避・低減・環境保全措置について検討します。

その後、水質汚濁防止法や自治体の条例等に基づき、河川水質のモニタリングの期間、頻度、項目を定めた具体的な施工計画を策定し、必要なモニタリングを実施することとなります。